

犬山市犬山駅広告掲載募集要領

(趣旨)

第1条 この要領は、犬山駅の東西連絡橋にあるエレベーター、エスカレーター及び階段に掲載する広告（以下「広告」という。）の手続き等について犬山市広告掲載事業実施要綱（平成19年1月10日施行。以下「要綱」という。）、犬山市広告掲載基準（平成19年1月10日施行。以下「基準」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

この要領は、犬山市自由提案型広告事業募集要項（令和元年8月1日施行）の施行を何ら妨げるものではなく、この要領に定めのない規格場所等で掲載を希望する場合は、自由提案型広告事業にて企画提案を行うものとする。

(広告の種類等)

第2条 広告の種類、規格、掲載場所等は、別表のとおりとする。

- 2 別表の広告規格は、最大寸法を想定するものとする。申込者が規格の変更を提案した場合は、主管課の長（土木管理課長）が規格の変更の可否を決定することができるものとする。
- 3 広告の掲載期間は、1か月を単位とする。ただし、最短契約期間を3か月と定め、最長契約期間は2年とする。
- 4 広告の掲載開始日は、この要領の施行の日以降の日とする。ただし、犬山駅西エスカレーターの掲載開始日については、令和2年2月1日とする。

(広告の掲載料等)

第3条 広告掲載料は、別表のとおりとする。

- 2 広告掲載料は、月額とし、消費税及び地方消費税を含む。
- 3 広告主は、掲載期間に係る広告掲載料を市長の指定する期日までに一括で納入するものとする。

(応募資格)

第4条 個人、法人を問わず応募資格を有するものとする。ただし、基準第4条各号に該当するものを除く。

<参考>犬山市広告掲載基準（抜粋）

（規制業種又は事業者）

第4条 次の各号に定める業種又は事業者の広告は、掲載しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）で、風俗営業と規定される業種

- (2) 風俗営業類似の業種
- (3) 消費者金融
- (4) たばこ
- (5) ギャンブルに関与する業種又は事業者
- (6) 規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業種又は事業者
- (7) 法律の定めのない医療類似行為を行う業種又は事業者
- (8) 占い、運勢判断に関する業種又は事業者
- (9) 興信所、探偵事務所等
- (10) 債権取立て、示談引受け等をうたう事業者
- (11) 法令等に基づく必要な許可を受けていない事業者
- (12) 民事再生法又は会社更生法による再生若しくは更生手続中の事業者
- (13) 各種法令に違反している事業者
- (14) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない事業者
- (15) 次のいずれかに該当すると思われる事業者
 - ア 役員等（法人にあっては役員（非常勤の役員を含む。以下同じ。）支配人又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員、支配人又は営業所の代表者と同等の責任を有する代表者、理事等、個人にあってはその者又は支店若しくは営業所を代表するものをいう。以下同じ。）に暴力団員等（暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員ではないが暴力団と関係を持ちながらその組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下同じ。）に該当する者があるもの
 - イ 暴力団員等が、その経営又は運営に実質的に関与しているもの
 - ウ 役員等又は使用人が、暴力団の威力、暴力団員等又はイの事業者を利用するなどしているもの
 - エ 役員等又は使用人が、暴力団、暴力団員等又はイの事業者に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなどして、暴力団の維持運営に協力し、又は関与しているもの
 - オ 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているもの
 - カ 役員等又は使用人が、アからオまでのいずれかに該当する事業者であることを知りながら、これを利用するなどしているもの
- (16) 市税を滞納している事業者
- (17) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により一

般競争入札の参加資格を有しない事業者

(18) 犬山市の契約に係る指名停止要領（平成14年4月1日施行）による指名停止の措置を受けている事業者

(19) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認める業種又は事業者

（広告掲載の受付）

第5条 広告掲載の受付期間は、この要領の施行の日から随時受付とする。

（広告掲載の申込み）

第6条 広告の掲載を希望する申込者は、犬山市犬山駅広告掲載申込書（様式第1※。以下「申込書」という。）に掲載しようとする広告の案を添えて、市長に提出するものとする。

2 申込み及び契約の締結に係る必要な経費は、申込者の負担とする。

3 軽微な修正を除き、提出された書類の内容を変更することはできないものとする。

4 提出された書類は、原則として返却しないものとする。

※）要綱第7条第1項に基づく犬山市広告掲載申込書は使用しないものとする。

（広告掲載の決定等）

第7条 市長は、前条の申込みがあったときは、申込者及び広告内容を審査し広告掲載の可否を決定するものとする。

2 前項の審査により同時に適合と認められた広告が、募集した広告の枠数を超えるときは、次のいずれかに該当する者の広告を優先し、決定するものとする。

(1) 市内に事業所等を有する者

(2) 地域福祉、地域振興等を行い、地域社会に貢献する者

(3) 公共性の高い事業等を行う者

3 前項の規定によっても決定しないときは、抽選により決定するものとする。

4 市長は、広告掲載の可否を決定したときは、犬山市犬山駅広告掲載決定通知書（様式第2※）又は犬山市犬山駅広告掲載不決定通知書（様式第3※）により申込者に通知するものとする。

※）要綱第11条第1項に基づく犬山市広告掲載決定通知書は使用しないものとする。

(契約書の締結)

第8条 市と広告掲載の決定通知を受けた申込者は、広告の掲載に関して契約書を締結するものとする。この契約締結の証として、契約書2通を作成して、各自その1通を保有するものとする。

- 2 契約期間が満了した場合において、広告主から更新を辞退する届出がなかった場合には、契約は自動的に更新するものとする。更新を辞退する届出は、契約期間満了の1週間前までに本要領指定の犬山市犬山駅広告掲載辞退届出書(様式第4)を市長に提出するものとする。

(行政財産目的外使用許可)

第9条 前条の契約を締結した広告主は、広告の掲載にあたり、犬山駅東西エレベーター、エスカレーター、階段に係る行政財産目的外使用の許可を受けなければならない。

(広告の作成)

第10条 広告の作成に係る費用は、広告主の負担とする。

- 2 要綱第3条各号、及び基準第5条各号に掲げる広告は、掲載しない。

<参考>犬山市広告掲載事業実施要綱(抜粋)

(広告掲載の基準)

第3条 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告掲載しない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 政治性のあるもの
- (4) 宗教性のあるもの
- (5) 社会問題についての主義主張
- (6) 美観風致を害するおそれがあるもの
- (7) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- (8) その他広告媒体に掲載する広告として、市長が適当でないとするもの

<参考>犬山市広告掲載基準(抜粋)

(掲載基準)

第5条 次の各号に定めるものは、広告媒体に掲載しない。

- (1) 次のいずれかに該当するもの
 - ア 人権侵害、差別、名誉棄損等のおそれがあるもの
 - イ 法律で禁止されている商品、無認可商品、粗悪品等の不適切な商品又はサービスを提供するもの

- ウ 他をひぼう、中傷又は排斥するもの
 - エ 市の広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの
 - オ 公の選挙又は投票の事前活動に該当するもの
 - カ 宗教団体による布教推進を主目的とするもの
 - キ 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えるおそれのあるもの
 - ク 社会的に不適切なもの
 - ケ 国内世論が大きく分かれているもの
- (2) 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの
- ア 誇大な表現又は根拠のない表示若しくは誤認を招くような表現
例：「世界一」「一番安い」等
 - イ 射幸心を著しくあおる表現
例：「今が・これが最後のチャンス（今購入しないと次はないという意味）」等
 - ウ 人材募集広告については労働基準法等関係法令を遵守していないもの
 - エ 虚偽の内容を表示するもの
 - オ 法令等で認められていない業種、商法及び商品
 - カ 国家資格等に基づかない者が行う療法等
 - キ 責任の所在が明確でないもの
 - ク 広告の内容が明確でないもの
 - ケ 国、地方公共団体その他公共の機関が、広告主又はその商品やサービスなどを推奨、保証、指定等をしているかのような表現のもの
- (3) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの
- ア 水着姿、裸体姿等で広告内容に無関係で必然性のないもの。ただし、出品作品の一例又は広告内容に関連する等、表示する必然性がある場合は、その都度適否を検討するものとする。
 - イ 暴力又は犯罪を肯定し、若しくは助長するような表現
 - ウ 残酷な描写等、善良な風俗に反するような表現
 - エ 暴力又はわいせつ性を連想若しくは想起させるもの
 - オ ギャンブル等を肯定するもの
 - カ 青少年の人体、精神又は教育に有害なもの

(広告原稿の提出)

第11条 広告主は、掲載する広告の原稿を作成し、掲載する前に市長に提出するものとする。

2 主管課の長は、広告の原稿の提出があったときは、その内容が申込み時における広告案と相違ないことを確認するものとする。

(広告物の掲載等)

第12条 広告物の掲載及び撤去に関する作業は、原則として広告主が行うものとする。ただし、協議の結果、犬山市が行うこともできるものとする。

2 広告物の掲載及び撤去の費用は、広告主が負担するものとする。

3 広告物は、貼付及び撤去の際に掲載場所の塗装等に影響のないものとする。掲載場所に何らかの損害が生じた場合は広告主の負担で原状回復を行うものとする。

4 広告物の内容に関する問い合わせ、苦情に備え、広告物に連絡先を明記するとともに、広告主の責任において対応するものとする。

5 広告主は契約期間中、広告物に汚損等のないよう定期的に点検を行うものとする。

6 契約期間中に広告物の汚損等が生じた場合は、広告主の負担で修繕を行うものとする。

7 広告主が設置した広告物により第三者に損害が生じた場合の負担は、広告主がその負担を負うものとする。

8 その他、定めのない負担が生じた場合は、市と広告主が協議し、負担者を決定するものとする。

(広告内容の変更)

第13条 広告主は、広告物の内容を変更しようとするときは、広告物の変更案を市長に提出し、その承諾を受けなければならない。

(広告掲載料の還付)

第14条 納入した広告掲載料は、原則還付しない。ただし、広告主の責任によらない理由により、広告の掲載を取り止めるときは、取り止める日の翌月以降の月額の一部を還付するものとする。

(その他)

第15条 広告主は、犬山市が契約書等から収集した個人情報を受知県警察へ提出することに異議を申し立てないものとする。

- 2 広告主は、要綱第15条の規定により、本要領第8条に基づく契約締結後に、本要領第4条の応募資格を喪失することになった場合、犬山市の判断により一方的に契約を解除することに異議を申し立てないものとする。
- 3 広告主は、広告掲載に関し犬山市が納税状況調査を行うことに異議を申し立てないものとする。

附則

この要領は、令和元年11月1日から施行する。

附則

この要領は、令和2年2月1日から施行する。

(本要領の問い合わせ先)

犬山市役所 都市整備部 土木管理課

〒485-8501 犬山市大字犬山字東畑36番地 (犬山市役所2階)

電話 0568-44-0334 (ダイヤルイン)

FAX 0568-44-0366

E-mail 080300@city.inuyama.lg.jp

別表（第2条、第3条関係）

	掲載場所	広告種類	広告規格	広告掲載料(税込)	枠数
1	東エレベーター	ポスター又は ラップフィルム	縦 900mm ×横 900mm	4,000 円/月・枠	2 枠
2	2階踊り場	ポスター又は ラップフィルム	縦 1,200mm ×横 1,800mm	9,000 円/月・枠	2 枠
3	西エレベーター	ポスター又は ラップフィルム	縦 900mm ×横 900mm	4,000 円/月・枠	2 枠
4	西エスカレーター (左側壁面)	ポスター又は 看板	縦 1,200mm ×横 1,800mm	9,000 円/月・枠	1 枠
5	西エスカレーター (右側壁面)	ポスター又は 看板	縦 900mm ×横 1,800mm	9,000 円/月・枠	1 枠
6	西エスカレーター (左側壁面)	ポスター又は 看板	縦 900mm ×横 1,200mm	4,000 円/月・枠	4 枠
7	西エスカレーター (右側壁面)	ポスター又は 看板	縦 900mm ×横 1,200mm	4,000 円/月・枠	1 枠
8	西エスカレーター (右側壁面)	ポスター又は 看板	縦 1,500mm ×横 900mm	4,000 円/月・枠	1 枠
9	西エスカレーター (左側壁面)	ポスター又は 看板	縦 1,500mm ×横 1,200mm	9,000 円/月・枠	1 枠
10	東エスカレーター (右側窓)	ラップフィルム	縦 900mm ×横 700mm	2,000 円/月・枠	4 枠
11	東エスカレーター (右側窓)	ラップフィルム	縦 600mm ×横 600mm	2,000 円/月・枠	4 枠
12	東エスカレーター (右側窓)	ラップフィルム	縦 500mm ×横 500mm	2,000 円/月・枠	5 枠
13	東エスカレーター (右側窓)	ラップフィルム	縦 900mm ×横 700mm	2,000 円/月・枠	1 枠
14	東エスカレーター (右側窓)	ラップフィルム	縦 800mm ×横 600mm	2,000 円/月・枠	1 枠
15	東中央階段	看板	縦 600mm ×横 1,200mm	4,000 円/月・枠	2 枠
16	西南階段	看板	縦 600mm ×横 1,200mm	4,000 円/月・枠	4 枠
17	西北階段	看板	縦 600mm ×横 1,200mm	4,000 円/月・枠	3 枠

	掲載場所	広告種類	広告規格	広告掲載料(税込)	枠数
18	東中央階段 (左右窓)	看板	※縦 700mm ×横 1,350mm	4,000 円/月・枠	14 枠
19	東中央階段 (踏板部分)	ポスター又は ラップフィルム	縦 80mm ×横 1,999mm	1,000 円/月・枠	65 枠
20	西南階段 (左右窓)	看板	※縦 800mm ×横 1,400mm	4,000 円/月・枠	14 枠
21	西南階段 (踏板部分)	ポスター又は ラップフィルム	縦 80mm ×横 1,000mm	1,000 円/月・枠	75 枠
22	西北階段 (左右窓)	看板	※縦 900mm ×横 1,350mm	4,000 円/月・枠	12 枠
23	西北階段 (踏板部分)	ポスター又は ラップフィルム	縦 100mm ×横 2,800mm	1,000 円/月・枠	31 枠
24	西エスカレーター (右側窓)	ポスター又は ラップフィルム	縦 700mm ×横 900mm	2,000 円/月・枠	2 枠
25	東エスカレーター (左側窓)	ポスター又は ラップフィルム	縦 800mm ×横 500mm	2,000 円/月・枠	3 枠
26	東エスカレーター (左側窓)	ポスター又は ラップフィルム	縦 600mm ×横 600mm	2,000 円/月・枠	2 枠
27	東エスカレーター (左側窓)	ポスター又は ラップフィルム	縦 500mm ×横 500mm	2,000 円/月・枠	3 枠

※階段窓の規格について、窓枠毎に若干の誤差があるため、サイズは要調整とさせていただきます。表記はおおよその規格になります。